

令和4年第1回

相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

(令和4年5月20日)



## 令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会会議録

○招集年月日 令和4年5月13日(金)

○告示年月日 令和4年5月13日(金)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和4年5月20日(金) 午後1時57分

○閉 会 令和4年5月20日(金) 午後2時33分

○出席議員(14名)

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
3番	西山幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	6番	岡田 勇
7番	青木 敏	8番	岡田 三郎
9番	山口 亘	10番	大倉 博
11番	岡田 泰正	12番	三原 和久
13番	森本 隆	14番	久保 憲司

○会議録署名議員

7番	青木 敏	8番	岡田 三郎
----	------	----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	杉浦 正省	理事(木津川市長)	河井 規子
理事(笠置町長)	中 淳志	理事(和東町長)	堀 忠雄
理事(南山城村長)	平沼 和彦		
会計管理者(精華町会計管理者)	上西 昌子		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案第 7 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

## 令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会

令和4年5月20日（金）

大谷処理場 会議室

（午後1時57分 開会）

○森本副議長 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんお揃いでございますので、始めさせていただきます。副議長の森本でございます。開会に先立ち、3月23日の南山城村議会における役員改選等によりまして、本組合議会議員が新たに選任されましたことによりまして、本組合議会議長でありました南山城村議会の梅本章一議員が、本組合議会議長でありましたので、現在、議長が不在であります。よって、新たに議長が選任されるまでの間、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、新たに本組合議会議員に選任されました方を紹介いたします。

南山城村議会議員、久保憲司さんです。久保さんをお願いします。

○久保議員 久保憲司でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今から、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は全員で定足数に達しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に、傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

次に、代表理事からあいさつを受けます。

杉浦代表理事

○代表理事 議員の皆さん、こんにちは。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員の皆さま方には、公私とも、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、当組合の運営に格別のご高配を賜りまして、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、先ほどもご紹介がございましたけれど、南山城村議会におかれましては、本年3月23日に、議長選挙が執行され、議長に久保議員が選任され、3月24日付で組合

議員に選出されました。久保議員、よろしく願いいたします。

また、当組合の会計事務につきましては、「組合規約」第9条の規定に基づきまして、代表理事であります精華町の会計管理者としておりますが、4月1日付で精華町の人事異動によりまして、上西会計管理者にお願いしておりますことを報告申し上げます。

それでは、前回の議会以降の本組合の主な取り組みの報告でございますが、事前に送付させていただいた「令和4年第1回臨時議会業務報告」の配付をもって報告とさせていただきます。

さて、今臨時会に提案いたします議案は、職員の給与条例の一部改正の1件でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○副議長　　どうもありがとうございました。

それでは、議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行いません。

新たに本組合議会議員に選任されました議員の仮議席を指定します。仮議席として、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

○副議長　　日程第2、議長の選挙を議題とします。

議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長　　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長　　異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に久保憲司議員を指名します。

おはかりします。ただ今、副議長において指名しました久保憲司議員を議長の当選

人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今副議長が指名しました久保憲司議員が議長に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。議長の当選承諾とあいさつをお願いします。久保憲司議員。

○久保議長 改めまして、皆さんこんにちは。ただ今、相楽郡広域事務組合議会の議長を仰せつかりました久保憲司でございます。今般は、新型コロナウイルス感染症の拡大もあって、地方自治体を取り巻く環境は、今まで以上に非常に厳しい状況でございます。広域行政の重要性を十分認識し、さらに連携を深めていくことができるよう精進してまいりたいと存じます。私自身、10数年議員を拝命させていただいてきたわけですが、広域事務組合の議会議員については、初めての経験でございまして、わからない点至らぬ点が多々あるかと思っておりますけれども、皆様のご協力をいただきまして、この職務を全ういたしたいと考えておりますので、皆様方のご指導をよろしく願いいたします。簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○副議長 久保議長ありがとうございました。これをもって、副議長の職務を終了しました。御協力誠にありがとうございました。議長を交代いたします。久保議長、議長席へお願いいたします。

これより、暫時休憩します。

○議長 それでは、休憩前に戻りまして、会議を再開いたします。

日程第3、議席の指定を行います。

本組合議会に新たに選任されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

私、久保の議席を14番と指定します。

○議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行いません。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

7番 青木敏議員、8番 岡田三郎議員を指名します。

○議長 日程第5、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る5月10日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定をされておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第6、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

- 議長 議案の朗読を省略して、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事

- 代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

令和4年5月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、令和3年8月10日に人事院勧告がなされ、これを受け、法律案が令和4年4月5日に可決されました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に期末手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願いいたします。

- 議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長

- 事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

令和3年8月の人事院勧告により、職員の期末手当について支給月数の0.15月分引き下げが勧告されましたが、令和3年11月24日に引き下げは勧告どおり実施するが令和4年6月の期末手当で減額調整を行うことが閣議決定されました。

相楽管内でも木津川市など12月の期末手当ですでに減額されている団体もございしますが、当組合におきましては、以前から国準拠でございましたので、国の法律案の可決を待って、このたび国と同様の措置として、令和4年6月支給の期末手当で減額分の調整を行おうとするものでございます。

期末手当の支給月数は、一般職員及び会計年度任用職員につきましては、2.55月から2.4月へ0.15月引き下げられます。

また、本来、令和3年12月の期末手当で引き下げられる支給月数分0.15月分を令和4年6月の期末手当で調整する旨を附則で定めております。

以上、議案第7号の補足説明といたします。

○議長 以上で提案説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしくお願いたします。

質疑はありませんか。西山議員。

○西山議員 西山です。まず、1つ目です。一部改正につきまして、対象となる職員の人数をお答えいただきたいと思います。2つ目ですが、一番後ろの新旧対照表で1条から16条は省略されていたのですが、改めて、確認してみました。その中で、皆さんお手元には無いと思いますが、第5条で、給料の支払日が制定されています。3号の前号で定める休日当たる18日というのがよくわからなかったもので、これの確認をしたいと思います、どのようなケースを想定しているのか。本来なら前倒し支給を考えるべきだと思いますので、ご説明をお願いします。3つ目です。本来だったら、最後に給料表が付いているんですが、そちらに再任用職員の記載がないんです、これはなぜなのか。この3点です。

○議長 事務局長。

○事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。対象人数につきましては、職員7人でございます。内訳は、常勤の一般職員が3人、非常勤の会計年度任用職員が4人で、その内訳は、消費生活相談員3人、事務補助職員1人、合計7人が対象になります。次に、給与条例の第5条の関係のご質問があったかと思えます。給与条例の第5条につきましては、給与の支給日を定めているものでございまして、その第3号に18日というのが、どういう内容かというご質問でございます。当組合職員の給与の支給日は毎月16日になってございます。その16日が土曜日に当たる場合は、前日の15日、金曜日に支給するというのが第5条の第1号、2号には、支給日が日曜日に当たる場合は、翌日月曜日に、今ご質問の第3号は、16日が土曜日でさらに休日の場合は、18日、本来土曜日は前の15日に、それが祝日・休日の場合は、18日に、本来の16日から2日遅れて支給するというのが現在の給与条例の定めでございます、そのように過去からやっております。3点目は、給与条例の給料表のところの再任用職員の関係が無いとのことですが、再任用職員の件につきましては、前回2月議会で、西山議員にご質問をいただいておりますので、現在条例等を整備しようという準備に入っております。職員の再任用制度は、ご存知のとおり、公的年金が60歳から65歳に引き上げられたことに伴いまして、雇用と年金の接続を図るために、定年退職により、退職した職員を改めて採用する制度で、国においては既に、平成13年4月に導入されておるもの

でございます。管内市町村、また、一部事務組合をすべて調べさせていただきましたが、全て条例整備され、また、運用されていることも承知しております。当組合におきましては、現時点では、再任用に関する条例並びにご指摘の給与条例におきましても、再任用職員の給与月額については定めございません。また、令和5年度からの国家公務員の定年引上げに伴いまして、地方公務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ、段階的に引き上げることが決まっております、これらを踏まえまして、当組合の職員の定年引上げに関する条例整備と併せて、再任用職員に関する必要な事項について条例制定をはかって参ります。したがいまして、令和4年度中の定例会に上程すべく、各市町村及び一部事務組合と情報を共有しながら取組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長 はい、西山議員。

○西山議員 2つ目、3つ目は整理していくということが答弁としてあると思うので、給与条例の改正をお願いしたいと思います。ちなみに、給与の支払日は、これが慣例というか、どこもそういう形になっているのか、再確認したいと思います。1つ目のところの部分です。対象となる人数が7人ということですが、こちらの方へのこういう形のこの条例が出てくることのご説明は終わっているのかどうか、その2つについて。

○議長 事務局長。

○事務局長 はい、議長。1点目が、他の団体の支給日ですけれども、現時点での全ての市町村、一部事務組合のことを承知しておりませんが、木津川市の条例を今持っていますが、休日でない前の日に支給するという条例になっていることを確認しておりますので、そこも含めまして、今回、条例改正をするにあたりまして、各市町村等の状況を確認しながら、整理を図っていきたいと考えております。まずは、各市町村等の条例等を確認させていただきたいと思います。それに対応していきたいと考えています。2点目でございますけれども、7人の職員に対する説明はというご質問でございますが、今回のボーナスが減額されるということは、昨年11月1日に、国の人事院勧告を基に、給与条例の改正を準備しているということを、職員会議で事務局長から職員に対しまして、マイナスの勧告、ボーナスが下がりますよとの説明をさせていただきました。その際、人事院勧告の内容については、了解をいただきました。その後、提案が、国の法律を待っておりましたので、今回になりましたので、5月6日の職員会議におきまして、今回、5月20日の臨時議会に提案するというところで、再度確認をし、異議がでなかったということでございますので、職員全員の了解を得て、今回提案させていただいているという状況でございます。

○議長 西山議員よろしいですか。他に質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質問が無いようでございますので。これで質疑を終わります。

これより、討論を行ないます。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

西山議員。

○西山議員 3番議員西山です。ただ今の議案第7号、職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。今、答弁の中で、職員の方たちには、再度の説明で納得していただいたということですが、この賞与のカットに関しまして、昨年来、政府も景気の悪化というところに考慮した部分がありました。今は、よりその時点よりも景気の先行きは不透明であります。日本全体で給与の底上げが今こそ必要な場面です。相楽管内でもこちらの方に揃えているところと揃えていないところというのも実際に出てきています。今日いただきました業務報告の中でも、特に、休日応急診療所のゴールデンウィークの受診状況を見まして、職員の方たちが、休みがほとんど無く出られている、そういうこともこなしながら頑張っている状況の中で、職員に対するカットというのは回避すべきだと考えています。そのため、その理由をもって反対いたします。以上です。

○議長 それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は、起立によって行ないます。

原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

よって、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長 本日の日程は全部終了いたしました。

何か特にこの際に、申し出があるように議長の方に伺っておりますので、ご意見がある方、ご質問のある方どうぞよろしく願います。

○青木議員 はい、青木です。前回の予算審議の時に言うのが正しかったのかもしれないんですが、ふるさと市町村圏振興事業運営費7億円を各市町村に出資金及び京都府に補助金を返すというのがあったんですけど、そこでちょっとお聞きしたいのですが、それと別の話として、休日応急診療所を建替えるとかあるいは補修するとか、改修すると

いう話が別に出ていたと思うんです。簡単に言いますと、この出資金を全額そのままそれぞれの市町村に返すのではなくて、もし、休日応急診療所が必要であれば、そちらの方に充当させて、どんな形かわかりませんが、充当させていただいて、その後の残りを出資金とか府の方に返すというような手続きというのは基本的にできないのでしょうか。

○議長　ただ今のご質問なんですけど、私自身も、議長として初めてでございますが、令和4年第1回の定例議会の場で、先に、河口議員が一般質問されておられます。その中の答弁にも一部そういった内容が触れられておりまして、この問題については、後日、行政の方から改めて全員協議会なり、詳しく議員の方に、議会の方に説明をするような答弁が一部入っております。したがって、このへんのところは、ただ今、青木議員のご発言のように、種々ご意見があろうかと思っておりますので、改めてここで理事者側にお尋ねをいたしますが、そうした丁寧な取扱いを行ったうえで、この案件を進めていくと、そういう流れになっているかどうかを改めてここで確認させていただきたいと思っておりますので、答弁をよろしく申し上げます。

○事務局長　はい、議長。事務局長でございます。青木議員ありがとうございました。前日も申したのですが、今日の事前配付資料、第1回臨時議会業務報告の9ページにもその内容を触れさせていただいておりますけれども、議会議員の皆さまに対しましては、本日、新しく久保議長が誕生しましたので、この後、久保議長とご相談をさせていただき、7月下旬ごろにはなろうとは思いますが、組合議会全員協議会の開催を議長にお願いをいたしまして、その席で、代表理事なり事務局から、青木議員のご質問にもお答えをしていきたい、このように考えておりますので、本日は、給与条例の案件しか、頭にございませんでして、すぐにお答えする状況でございませんで、7月の全員協議会を是非とも議長にお願いをして、組合議員の皆さまにまずは説明をさせていただき、御理解をいただきまして、9月の5市町村議会に各市町村長から、全議会議員に対しまして、提案説明をして、議論をしていただく予定をしておりますので、今回、そのような答弁でよろしいでしょうか。

○議長　青木議員、いかがですか。

○青木議員　はい。

○議長　その他何かございましたら。ないようでしたら、これをもちまして、令和4年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり、慎重にご審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆さまにおかれましては、各市町村の6月議会を迎えられるわけでございますが、今後ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

本日は、大変ご苦労様でした。

(午後2時33分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会副議長 森本 隆

相楽郡広域事務組合議会議長 久保 憲司

会 議 録 署 名 議 員 青木 敏

〃 岡田 三郎